

第14回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年3月29日（金）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館共用1211会議室

○司会 それでは、第14回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪が行います。

それでは、お願いいたします。

○谷輪参事官 よろしくお願いいたします。

本日は、関係省庁からのヒアリングで、営業の許可・認可に関する手続に関しまして、国土交通省、金融庁からヒアリングを行いました。

前提として申し上げますと、今、行政手続部会で2020年の3月までに行政手続コストの2割削減ということで取り組んでおりまして、各省に2割削減のために、何をやるかという基本計画を出してもらっています。

それで、今、この年度末の節目で、これまでの進捗状況を確認したり、今後どう取り組んでいくかということを確認する趣旨のヒアリングを順次行っております。

本日は、営業の許可・認可に関する分野の国交省及び金融庁からのヒアリングでございます。

まず、国土交通省ですけれども、資料1-2の1ページから順次紹介いたします。

1番の「全体として」でございますが、コスト削減で一番大きいのはデジタル化ですね。1番はオンライン申請システムについて、2021年度予定で利用者利便の向上策について検討を行うとしているけれども、検討状況、具体的に利用者利便の向上のために、どのような工夫をしようとしているか。

電子申請システムの構築が2020年の9月だということでしたので、そうだとした場合、2020年の3月までには20%削減に取り組むのですかという論点でございます。

①番ですが、今、申してしまいましたけれども、2020年の9月に新しい国土交通省オンライン申請システムを、新機能を有したシステムの運用を開始する予定であると。

②ですが、申請手続を追加する際のシステム改修が不要となって、言ってみれば、どんどん手続を追加しやすくなると。あとは、利用者からしても、名前や住所とかだと思いのですけれども、一度行った申請の内容を次回以降の申請時には再度入力しなくて済むような機能を実装することを検討しているということでございます。

③番ですが、電子申請システムの更改時期にかかわらず、提出書類や情報の見直し、スリム化ですね。それと、今、申請用紙が、要するに電子媒体で記入できるようなワードファイルとか、そういう様子を配布することなどによって、手続コストの削減を達成していくという回答でございます。

2 ページから個別の法律について、昨年も同じような時期にレビューを行っておりまして、そのときの、いわば宿題のような事項などについてフォローアップをしているような趣旨でございます。

測量法から参りますと、測量業者への簡素化に関する意向調査を行って、簡素化を実施するということですが、具体的にどの程度の簡素化を考えているのですかと。

あと、測量法は、発注者の側の利便のために、そういう測量業者の情報を一部インターネットで公表しているとのことでございます。そのインターネット公表の公表する項目についても見直しを実施するとされておるので、どう見直していくのですかという論点です。

回答のほうですが、真ん中以下ですが、情報を活用している人（主として公共発注者を想定）の意向や会計処理に関する専門的知識を有する人の意見を踏まえながら、詳細を検討して参りたいということ。

⑥のほうの回答も、引き続き検討して参りたいというような回答でございました。

3 ページの建築基準法のほうですけれども、これは、構造方法の認定という行政手続につきまして、2019年度中に運用を開始するということに関してですが、国交省のオンラインシステムのシステムなのですかと。

あと、認定に当たって、ここに書いてあるのは、図面が結構添付書類として求められているのですが、そういう書類も電子的に提出できるのですか、という論点です。

あと、構造方法の認定以外の手続について電子申請を導入しないのですかということ。

回答のほうですが、⑥ですが、独自のシステムを構築するという事で、先ほど申し上げたように、図面がかなりの大容量の図面を添付することになるようでして、既存のシステムでは、容量制限上対応できないということで、別途システムをつくる予定だという回答です。

⑦ですが、先ほど申したように、電子的にそれを届出して、回答で言っていたのですけれども、もう画面上で審査を行う方向で検討しているということでございます。

回答の⑧のところですが、建築基準法に基づく申請件数では、建築確認の事務が数十万件という単位でございまして、この建築確認は、地方公共団体または民間機関に一部委託されているということございまして、一部の民間機関では、実際に電子申請が導入されているという回答でございました。

続いて4 ページですが、貨物自動車運送事業法、論点のところの一番下に書いてありますけれども、年間18万件ほど行われている手続でございます。

⑨のほうは、いわゆるローカルルール、貨物運送法だと、各運輸支局ごとに認可、届出等の手続がありますので、そういう運輸支局ごとに取り扱いが異なっていると、それは広域で展開する事業者にとって不便であると、要するに、こっちはいいと言われたのに、こっちはだめと言われたとか、そういうローカルルールについて、事業者に対してヒアリングを行って、実態を把握したということですので、そのヒアリング結果については、教えてくださいということですね。

⑩のほうは、オンライン申請システムを導入するということだったので、具体的にどういう手続に関してですか、いつごろの運用開始ですかという論点です。

⑨のほうですけれども、やはり、一部求められる添付書類が異なったり、一部ルールが明確になっていないようなことが明らかになったということで、対応を検討して必要に応じて2019年度中に、そういうローカルルールをなくしていくという取組をしていくという説明がございました。

⑩のほうですが、以下の掲げられているような手続について、オンラインシステムによる申請を可能とする方向で検討していると。

「具体的なスケジュールは、1. ①参照」と書いてありますけれども、先ほど紹介しましたけれども、2020年9月を目指して運用を開始する予定であるという回答でございました。

最後、6ページの「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」でございしますが、これも本年度において、事業者及び行政庁、地方整備局とか都道府県なのですけれども、それに対して簡素化や電子申請化に対するアンケート調査を実施したということございまして、そのアンケート結果を踏まえて簡素化の検討をしていくという国交省の基本計画だったもので、アンケート調査について御教示くださいという話と、2019年度中に実現するのですかという論点です。

回答のほうですが、アンケート調査の事業者、申請する側の声としては、約9割の事業者は電子申請に賛成ですという答えだった一方、一部では、電子申請化には対応できないとする事業者も存在するということでした。

一方、行政庁のほうでは、保険契約締結証明書の添付は省略して差し支えないとか、あとは、業務の効率化に寄与すると思われる一方、電子申請と紙の申請が両方併存すると、作業が混在して、かえって負担増になるのではないかと。

あと、電子申請するために、一定システムが必要ですので、その予算措置が困難だという回答があったということでした。

⑫のほうですけれども、添付書類については、先ほど申し上げた保険契約締結証明書は、行政庁の側でも削減して差し支えないという答えだったので、削減する方向で検討していく。

電子申請の導入については、アンケートの結果も踏まえということなのですが、まずは、そもそも紙ベースで押印を求めていたりするようございまして、その押印の見直しを行う方向で検討するとか、電子化を進めるのに支障となっている課題の解消に取り組んで参りたいということございまして。

続きまして、資料2-1からは、金融庁に関するヒアリングですが、具体的には資料2-2の1ページから御説明させていただきます。

金融庁は、銀行とか保険業とか、金融商品取引法、証券などに関して電子対応手続や様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善を行い、これらを実現次第、原則として

届出等を電子で受けるという基本計画になっておりまして、具体的に電子申請の原則化というのは、いつごろ実現するのですかという論点でございます。

回答のほうですが、1つ目の〇は、事業者側にヒアリングを行ったところ、こういう課題が挙がっていたという説明でございまして、そもそも金融庁も、今も一部電子化に対応した手続があるのですけれども、対応していない手続もあるということで、対応している手続と未対応の手続の両方があることは、社内の事務フローがかえって煩雑化するおそれがあると。

あとは、申請書の一部の様式が、先ほども申し上げましたけれども、編集可能な形で電子提供されていないと、例えば、PDFファイルなどだったりすると、それにパソコン上書き込むということは難しいので、そういう形になっていると。

あとは、申請書類は電子的に送れても、添付書類は別途郵送というケースもあるようでして、そういう場合には、かえって書類で提出するほうが簡単だと。

あと、電子署名の管理にも事務負担がかかるとか、セキュリティー確保が必要だというような事業者の声がありました。

こういった声を踏まえて、金融庁の対応として、電子化対応の手続を大幅にふやす。申請様式を編集可能な形式で、原則、全て提供する。

あとは、添付書類の撤廃や、省庁間連携システムの利用を含む提出環境改善を図る。「省庁間連携システム」と書いてありますけれども、具体的には、法務省の登記情報です。登記事項証明書は、2020年ごろだと思えますけれども、そういう役所の中の連携で、事業者から出してもらわなくても、法務省のネットワークに接続することで、登記情報などは見られるような構想が進んでおりまして、そういう提出環境改善を図るということでした。

こういったことが実現された場合には、原則として、全て電子申請を受けつけるということを、そういう金融庁としての方針であるということ金融機関に対して、本年6月までに伝達する予定ですよという回答でございました。

続きまして、3ページですが、これも、要するに原則電子化の時期にかかわらず、2020年3月には20%削減に取り組むと理解してよいかという論点ですが、ここに書いてあるような取組によって2020年3月の削減に向けて取り組むという説明でございました。

4ページに参りますが、添付書類の撤廃について取り組んでいくのですかという論点ですが、しっかりと取り組んでいくということで、具体的にはということで、法令上、書類の原本を求めている手続などは、写しでも結構ですとか、電子添付できる書類をふやしていきたいという環境整備を行うことに取り組んでいきたいと。

5ページは省略いたします。

6ページですけれども、貸金業に関する法律で、事業報告書と業務報告書という、名前からして似ているのですけれども、記載事項に関しても重複感について、昨年審議をされておりまして、金融庁として重複感の実態を把握した上で、真に必要なものに限定するように取り組んでいくということについて、取組状況について聞きました。

回答の最後のパラグラフですけれども、登録行政庁ごとに活用している項目や項目を削除した場合の影響は異なるものの、事業者の事務負担軽減の観点から、真に必要な項目に限定するため、削除する項目に関して、今、調整・交渉を進めているという説明でした。

7ページですけれども、これは、経済団体から意見があったのですけれども、登録変更の届出などに関して、財務事務所と貸金業協会の両方で確認しているという現状実態だそうでした、その手続が煩雑であるという意見がありました。

それで、どういう趣旨で確認しているのかとか、それはワンスオンリー、提出は1回で済まないのですかという論点ですが、回答の(2)というところですが、届出をオンライン化していこうという取組を考えているようでした、それで、日本貸金業協会と協議の上、日本貸金業協会を経由せずに、総理大臣、財務事務所に直接できる方向で検討しているという回答でございました。

一番最後、8ページですけれども、冒頭に申しましたように、コスト20%削減ということで取り組んでいるので、各省には、コスト計測をしてもらっているのですが、今年度に関して、簡易的な試算でしたと金融庁が言っているもので、簡易的というのは、どういうことですかという論点です。

これは、一昨年12月に一旦事業者からヒアリングを行って、コスト計測を行っているもので、それに対して、今年の規則改正の効果などを反映して、2017年12月のコスト計測に加減したという計測ですという説明でございました。

すみません、長くなりましたけれども、以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思いますが、何か御質問はございますでしょうか。

それでは、第14回「行政手続部会」記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。